

令和5年2月21日

埼玉労働局

局長 久知良 俊二 殿

埼玉地方労働審議会

会長 荒居 善雄

埼玉県縫製業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年12月8日付け埼労発基1208第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正するのが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

現職

部会長 野本 夏生

弁護士

金井 郁

埼玉大学大学院人文社会科学研究所 教授

鈴木 奈穂美

専修大学経済学部 教授

家内労働者代表委員

柿 沼 聡

連合埼玉 副事務局長

平井 孝史

UAゼンセン埼玉県支部 主任

松本 聖和

サイボー労働組合 組合長

委託者代表委員

嶋田 昌美

サイボー株式会社 社外取締役

長谷川 弘行

長谷川株式会社 代表取締役

廣澤 健一

一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

埼玉県縫製業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
埼玉県の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

工程	規格	金額
身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 17円
身返し裏まつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
そで付け裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 20円
そで口裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
襟付けまつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
すそまつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 13円
ウエストまつり		10センチメートルにつき 12円
スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 24円
カギホック付け	ウエスト用カギホックを付けるもの	1組につき 27円
	ウエスト用以外のカギホックを付けるもの	1組につき 24円
根巻きボタン付け（2本糸2回通して根巻き3回以上のもの）	2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、力ボタンを付けるもの	1個につき 22円
	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 15円
	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 16円
ボタン付け（根巻きボタン付けを除く。）	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12円
すそうかし止め	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 12円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 18円
肩パット付け	ワンピース用の肩パットを付けるもの	1着分につき 36円
ベンツ×印しつけ		1か所につき 11円
プリーツ×印しつけ		1か所につき 10円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費を除くものとする。

- 4 効力発生の日 法定どおり